

○松山衛生事務組合個人番号カードの利用に関する 条例施行規則

制 定 令和 7 年 3 月 17 日規則第 1 号

松山衛生事務組合個人番号カードの利用に関する条例（令和 7 年条例第 2 号）の規則で定める事務は、本組合職員の出勤及び退勤の管理に係る事務とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。